

令和元年度 「沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する 減災対策協議会」について

1. 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会の概要

(1) 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会の設立

水防法第15条10項に基づき、沖縄県管理河川流域において、河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える『水防災意識社会』を再構築することを目的に、「沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、“減災に関する取組方針”を作成した。

●水防法等の一部を改正する法律

<予算関係法律>

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、
同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

(国土交通省資料抜粋)

3. 沖縄県管理河川の減災に係る取組方針

▶ 減災のための目標

大規模水害に対し、『迅速で確実な避難』と
『災害に強く、防災意識の高い地域づくり』を目指す。

▶ 目標達成に向けた3本柱

(1) 住民が自ら避難行動を起すための水防災意識醸成のための取組

(2) 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための正確で分かりやすい情報提供に関する取組

(3) 大規模水害に対し、災害に強い地域づくりに寄与する着実なハード整備と水防活動に関する取組

▶ 概ね5年で実施する取組

ア 水防災意識の醸成・防災知識の向上（5項目）
イ 防災教育の取組（6項目）
ウ 浸水リスクの周知（2項目）

ア 急激な河川水位上昇における水位等に係る情報提供（6項目）
イ 避難勧告等の発令（4項目）
ウ 住民への情報伝達の体制や方法（5項目）
エ 避難場所・避難経路・避難誘導体制（6項目）

ア 洪水を安全に流すためのハード対策（5項目）
イ 水防活動の実施体制（7項目）

2

4. 概ね5年で実施する取組

（1）住民が自ら避難行動を起こすための水防災意識醸成のための取組

ア 水防意識の醸成、防災知識の向上

取組方針P16

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
(ア)あらゆる媒体を活用した地域住民の水防災意識啓発のための広報の充実	A	H30年度から順次実施	県 市町村 気象台
(イ)消防や防災関係機関と連携した講習会・研修会の取組の拡大			
(ウ)洪水時の適切な避難行動をとるための要配慮者利用施設管理者への説明会の開催			
(エ)地域の催事等での資料配布により更なる周知を図る。			
(オ)自主防災組織の結成の促進	B	H30年度から順次実施	市町村

(1) 住民が自ら避難行動を起こすための水防災意識醸成のための取組

イ 防災教育の取組

取組方針P17

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
(ア)出前講座等を活用した講習会の取り組みの拡大	C	継続実施	県、市町村 沖縄総合事務局 気象台
(イ)災害に対し備える防災知識等情報の充実			
(ウ)地域住民および自主防災組織が実施する避難訓練および避難訓練のサポート	D	継続実施	市町村、県
(エ)要配慮者利用施設等との避難訓練の促進			
(オ)洪水要配慮者利用施設における避難行動計画の策定			
(カ)防災を担う人材育成のため自主防災組織研修等への参加	E	継続実施	市町村 気象台

4

(1) 住民が自ら避難行動を起こすための水防災意識醸成のための取組

ウ 浸水リスクの周知

取組方針P17

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
(ア)水防に関するハザードマップの作成・更新し、防災マップへの追記し、周知を図る	F	H30年度から 順次実施	市町村
(イ)水位周知河川について、想定しうる最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域図の公表	G	H30年度から 順次実施	県

5

(2) 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための正確でわかりやすい情報提供に関する取組

ア 急激な河川水位上昇における水位等に係る情報提供

取組方針P18

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
(ア)あらゆる媒体を活用した地域住民の水防災意識啓発のための広報の充実(再掲)	H	H30年度から順次実施	県 市町村
(イ)必要な情報を容易に閲覧できるようにホームページ更新			
(ウ)市町村の避難勧告等や必要な気象情報等をメールで受信することが可能な登録制防災メールの提供			
(工)水位、雨量の観測頻度を1分毎に短縮化への取組	I	H30年度から順次実施	県
(オ)欠測の解消のための伝送路の二重化や、監視設備の更新を行い確実なデータ取得を可能とする観測体制の構築	J	H30年度から順次実施	県
(カ)情報伝達の多様化を図り、住民への情報提供の推進	K	H30年度から順次実施	市町村 6

(2) 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための正確でわかりやすい情報提供に関する取組

イ 避難勧告等の発令

取組方針P18

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
(ア)ホットラインの構築	L	H30年度から順次実施	県
(イ)水害時の防災活動の役割、避難行動を明確化したタイムラインの策定			
(ウ)あらゆる媒体を活用した地域住民の水防災意識啓発のための広報の充実(再掲)	M	H30年度から順次実施	県 市町村 気象台
(工)情報伝達の多様化を図り、住民への情報提供の推進(再掲)			

(2) 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための正確でわかりやすい情報提供に関する取組

ウ 住民への情報伝達の体制や方法

取組方針P19

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
(ア)出前講座等を活用した講習会の取組やパンフレット等の配布により認知度を高める	N	継続実施	県 市町村 気象台
(イ)あらゆる媒体を活用した地域住民の水防災意識啓発のための広報の充実(再掲)	O	H30年度から順次実施	県 市町村 気象台
(ウ)情報伝達の多様化を図り、住民への情報提供を推進する。(再掲)			
(エ)災害に対し備える防災知識等情報の充実。			
(オ)津波、高潮による浸水想定区域への案内板の設置			

8

(2) 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための正確でわかりやすい情報提供に関する取組

工 避難場所・避難経路、避難誘導体制

取組方針P19

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
(ア)避難所や避難経路への案内表示板等の設置	P	H30年度から順次実施	市町村
(イ)避難所・避難経路の安全性確認及び見直し			
(ウ)浸水による途絶を考慮した避難経路や避難場所の確保に向けた連携・協働の取組			
(エ)緊急連絡体制の構築等、連絡体制・情報共有の強化	Q	H30年度から順次実施	市町村
(オ)災害時要援護者支援計画策定の支援	R	継続実施	県 市町村
(カ)要配慮者利用施設における避難行動計画の策定			

9

(3) 大規模水害に対し、災害に強い地域づくりに寄与する着実なハード整備と水防活動に関する取組

ア 洪水を安全に流すためのハード対策

取組方針P20

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
(ア)河川改修（河道拡幅）の推進 (イ)河道掘削の実施 (ウ)水位周知河川の早期整備	×	継続実施	県
(エ)浸水対策事業の実施 (貯留施設、バイパス水路整備)	Y、W	平成29年度～平成32年度	市町村
(オ)排水路の整備の実施	W U、V	継続実施	市町村

10

(3) 大規模水害に対し、災害に強い地域づくりに寄与する着実なハード整備と水防活動に関する取組

イ 水防活動の実施体制

取組方針P20

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
(ア)関係機関が連携した水防訓練、連絡体制、情報共有の強化 (イ)洪水時の災害対応体制整備	S	継続実施	市町村
(ウ)関係機関が実施する水防訓練等に連携し普及啓発を図る取組 (エ)地域住民を対象とした水防訓練等を定期的に実施し、水防意識の向上を図る取組	T	継続実施	気象台 市町村
(オ)排水路、浸透樹、沈砂池等の定期的な維持管理の継続	U	継続実施	市町村
(カ)通常点検の強化	a	H30年度から順次実施	市町村
(キ)専門業者への点検委託の実施	b	平成32年までに実施	市町村

11